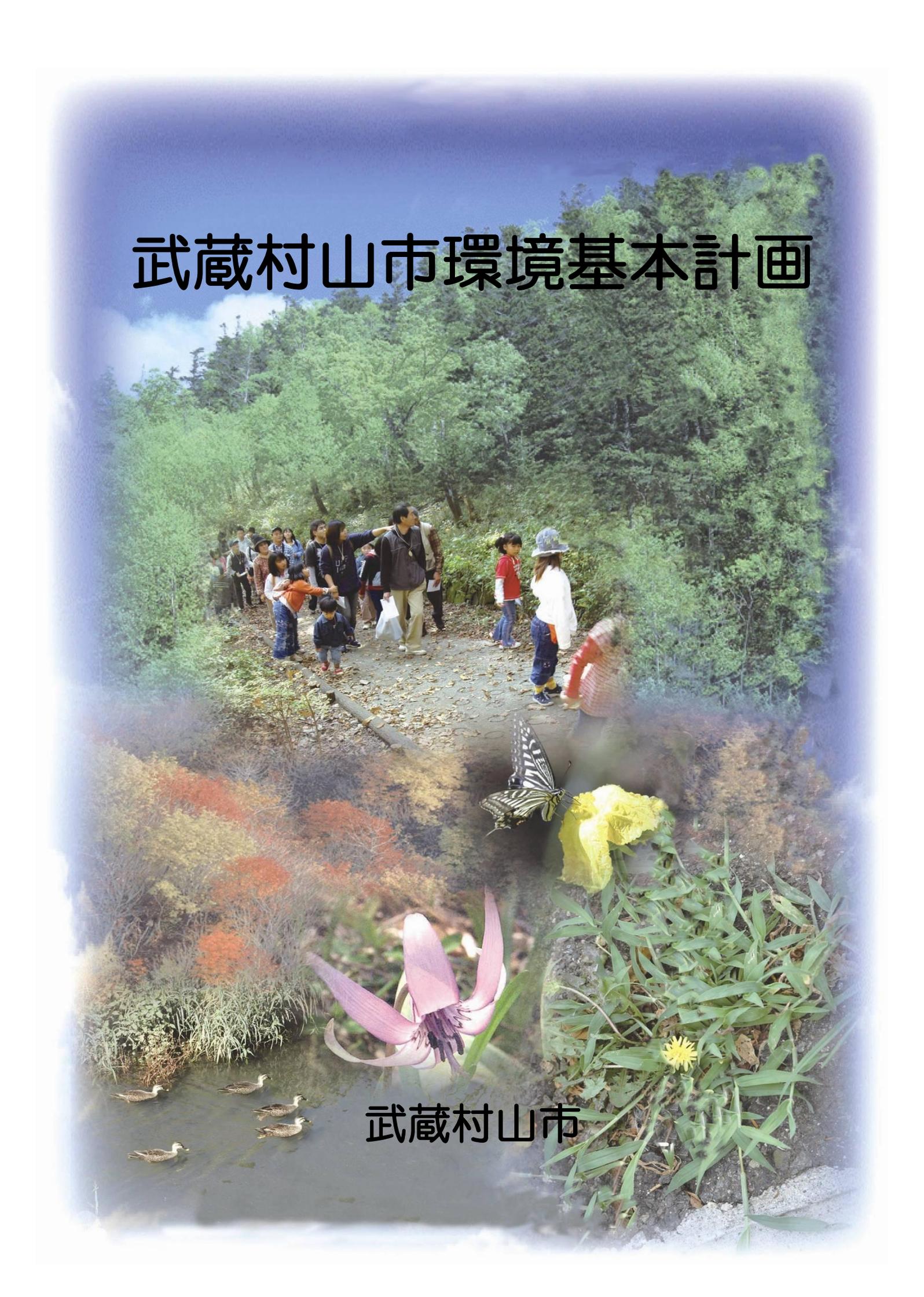


武蔵村山市環境基本計画



武蔵村山市

武蔵村山市環境基本計画

(平成 18 年度～平成 27 年度)



市の木 「榎」



市の花 「茶の花」



市の鳥 「メジロ」

☆ 表紙の写真は、武蔵村山市環境基本計画市民懇談会委員、藤松 曜さんの作品です。

武蔵村山市環境基本計画の策定にあたって

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきました。

一方、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染や緑の減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を与えています。



私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っております。

そこで、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため市は、「緑輝く快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま」を将来都市像に掲げ、各種の施策に取り組んできました。

そして、平成16年7月に武蔵村山市環境基本条例を施行し、この条例に基づき、このたび、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵村山市環境基本計画を策定しました。

この環境基本計画は、市・市民・事業者を推進主体とし、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、三者の協働のもと積極的な行動をすることを基本として、『狭山丘陵にいだかれた自然と共生し、誰もが安心して暮らせるまち“武蔵村山市”』を望ましい環境像とし、この望ましい環境像を実現するために、6つの基本目標、13の環境目標を掲げました。

今後、市は本基本計画をもとに環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る所存でございますので、市民、事業者の皆様の一層の御理解、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり御尽力を賜りました、武蔵村山市環境審議会や武蔵村山市環境基本計画市民懇談会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成18年12月

武蔵村山市長

荒井 三男

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象地域	3
5 計画の推進主体	4
6 対象とする範囲	4
第2章 環境の現状と課題	5
1 自然環境の現状と課題	6
2 都市環境の現状と課題	9
3 生活環境の現状と課題	13
4 環境負荷の現状と課題	16
5 地球環境の現状と課題	18
6 参加と協働の現状と課題	20
第3章 望ましい環境の創出に向けて	21
1 望ましい環境像	22
2 基本目標と環境目標	24
3 計画の体系	26
第4章 環境施策の展開	29
1 狭山丘陵と森をはぐくむ	30
2 親しみのある水辺をつくる	32
3 動植物と人との共生	34
4 まちのみどり・身近なみどりをつくる	36
5 農地を守り、育てる	38
6 快適でやすらぎのあるまちをつくる	40
7 地域の歴史や文化をまもる	42
8 安心して住みよいまちをつくる	43
9 資源やエネルギーを大切にする	48
10 ごみを減らしリサイクルを進める	50
11 地球をいたわる	52
12 環境に関心を持ち、学ぶ	54
13 環境活動を活性化する	56

第5章 重点的取組 59

- 1 狭山丘陵の保全・活用 60
- 2 環境に配慮したまちづくりの推進 61
- 3 生ごみの有効活用 62
- 4 ポイ捨ての防止 63
- 5 地球温暖化の防止 64

第6章 地域別の環境づくり 65

- 1 北東地域 66
- 2 南東地域 68
- 3 南西地域 70
- 4 北西地域 72

第7章 計画の進行管理 75

- 1 計画の推進体制 76
- 2 進行管理の仕組み 77
- 3 点検評価の手法 78

資料編 79

- 1 武蔵村山市環境基本条例、環境審議会規則 80
- 2 計画の策定経過 85
- 3 策定検討委員会等設置要綱 87
- 4 環境審議会委員等名簿 90
- 5 環境審議会諮問・答申 92
- 6 市民懇談会提案書目次及び検討事項 94
- 7 用語集 96

【本文中の注釈について】

本文中の『※』がついた用語には、資料編の「7 用語集」に用語の説明を記載しています。